

研修等報告書

令和元年10月21日

笠岡市議会議長 殿

(出張者)

議員 仁科 文秀 

下記のとおり研修等に参加したのでその結果を報告します。

記

一般社団法人 日本経営協会主催 「地方議員のための議会運営の基本と戦略」
日時 令和元年10月11日(金) 10時～16時
場所 名古屋市東区東桜1丁目13番3号 NHKビル8階

参加目的

○議員としての活動が今のままでいいのか、また議会の運営はどうなのかを考え見直す機会がほしいと思い参加しました、参加されている他の自治体の議会や議員の活動状況も参考にしたいと考えました。

住 所	名古屋市東区東桜1丁目13番3号 NHKビル8階
電 話	052-957-4172
案 件	日本経営協会主催 「地方議員のための議会運営の基本と戦略」
期 日	令和元年10月11日(金)
応 対 者	
状 況	
訪問施設	NHK名古屋放送センタービル
概 要	●講師 高沖秀宣氏(元 三重県議会事務局次長) 改革派と言われる前の北川三重県知事の下で働いた経験にもとづいて話された。参加者が6人と少なくマンツーマン、参加者の質問を受けながらの研修となった。

●内容は、大きく3つに分けられ、

I 議会運営の基本、II 戦略的な議会運営、III 政策立案ができるために

I 議会運営の基本

議会の役割の重要性は変わっていないのに、最近の議会は劣化しつつあるという指摘から研修はスタートした。それは、議会基本条例はほとんどの自治体がつくっているという状況になったが、基本条例の通りにできていない自治体が大半、また見直しも評価もできていない。ことばでいうと、「居眠り議会」や「改革をしたふり議会」である。

議会は「監視型」議会から「政策提案型」議会へ変わらなければいけないし、議決機関でなく議事機関であることの認識を強く持たなければいけない。

そして、三重県議会事務局で取り組んできたやり方を話され、二元代表制の議会として、執行機関の政策立案がなされる前に、議会が「政策方向の表明」をすることによって、意思表示をすることが必要である。その具体的方法としては、議員提出条例の提案、意見書、議決、市長への提言など。

また、委員会の運営では、公聴会の開催、参考人の招致が議会基本条例でうたわれているが、多くの議会で実際はおこなわれていない。議案審査においても、原案可決を前提とせず、修正すべき箇所がないか模索する必要がある。議会としての意見を附帯決議によって表明すること。

請願は、採択したら政策に結びつけるべきである。通年制についても取り入れていくことを検討すべきである。

II 戦略的な議会運営

前提として、首長への遠慮はいらない。全議員が予算・決算にはしっかりと関わるべきだ。新年度の予算に盛り込む予定の新しい事業については12月までに概略を全員協議会で説明してもよい。予算については、増額・減額いずれもよい。議員の提案条例は、地域活性化のためにも出すべきである。その際は、議会が何をするのか、「議会の役割」を入れるべきである。すでに全国では、おもてなし条例や観光振興条例を制定している自治体が増えてきている。

議会基本条例に笠岡市をはじめ、自由討議を盛り込んでいるところは多い。できているか。議会は議事機関である。全協でやってもいい。

政策討論会は、常任委員会でおこなうべき。代表者会議や会派の活用もある。議員がやらないならば、事務局が後押しをすべきである。

通年制議会で通年会期制を採用している市は全国で814市中31市。まだ少ないが、メリットは多い。メリットとして、審議時間が確保できる。専決処分がなくなるので議会本来の役割が果たせる。執行機関を監視する態勢が整うなどがある。試行期間を含むかどうかはあるが、基本は通年制。議会、市民へのメリットを考えるべきだ。5月1日から始めて4月30日まで、あるいは1月15日から始めて12月20日までというのがよい。通年制になれば、議会が現在の首長招集から議長招集となる。

議会基本条例についても、より実践につながるように、政策形成機能の強化が図れる内容に、一般市民や外部有識者等の意見を取り入れ住民参画を推進するものに変えていくべき。

犬山市議会では、市民フリースピーチ制度を採用していて、議場で一人5分以内、市民7人（抽選）が市政に関して発言できる。

Ⅲ 政策立案ができるために

予算書の勉強会を執行部の担当者、議会事務局職員も含め、やるべき。これをやることで政策提案にも結び付けられる。新規事業についてもとくに勉強すべきだ。

政務活動費の活用では、使途基準の中でメインは「調査研究費」であるべきで、その他の費目は少なくすべき。領収書のネット公開も当たり前。

【所感】

このたびの研修には、愛知県日進市、豊明市、尾道市、姫路市からと参加は少なかった。どの自治体でも議会基本条例は制定しているが、実態は条例通りには議会が運営できてなかったり、議員の基本条例への理解が浅く、改革に後ろ向きの意見が出るなど、それぞれ苦勞されている。とくに姫路市は思うようにいかないと嘆いておられた。

また、基本条例を制定して数年経つと基本条例そのものの見直しが必要になる。笠岡市のように実態に即して議会・議員が評価をおこない、条例の見直しをしている議会は多くない。少なくとも今回参加の中にはなかった。

今後は、議員間討議、議会の政策機能の強化、市民参加の促進などがポイントになる。議員間の意見の違いを恐れず、討論する場がほしい。少数意見が尊重されることも大切だと認識した。

一つひとつ実績を積み上げたい。議会・議員と事務局が一緒になって。

